

中野区児童福祉審議会全体会

中野区における子どもの権利擁護調査員の 仕組みについて

子ども・教育政策課 児童福祉支援担当

子どもの権利擁護の動向

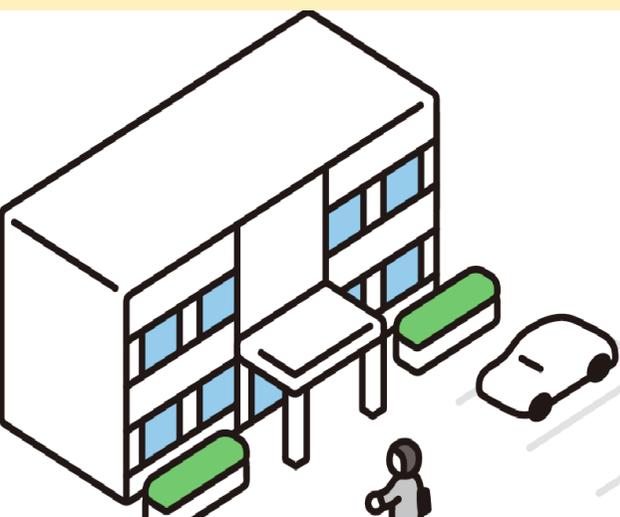
●平成 28年児童福祉法の改正にて、児童の権利に関する条約の一般原則である第 12条「子どもの意見の尊重」および第 3 条「子どもの最善の利益」が、その総則に位置付けられ、子どもが権利の主体であることが明確化された。

● その理念を具現化するため、平成 29 年に「新しい社会的養育ビジョン」が策定され、児童福祉審議会による権利擁護の在り方を示し、都道府県において社会的養育に関する計画の見直しを行うことが示された。

●令和2年には「アドボカシーに関するガイドライン案」が策定され、意見表明支援員に求められる要件や実践内容等を例示するなど、都道府県が意見表明支援の仕組みを整備する際の参考となる指針が示された。

●令和4年6月、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し(令和6年4月施行)、児童福祉審議会等を活用した子どもの権利擁護の環境整備を行うことが都道府県の業務として位置付けられた。また、子どもの意見表明等を支援するための事業を法制度に位置付け、都道府県はその体制整備に努めることが規定された。なお、児童相談所等では、措置等の決定時に子どもの意見聴取等を行うことも改めて明記されている。

中野区では子ども・教育政策課において



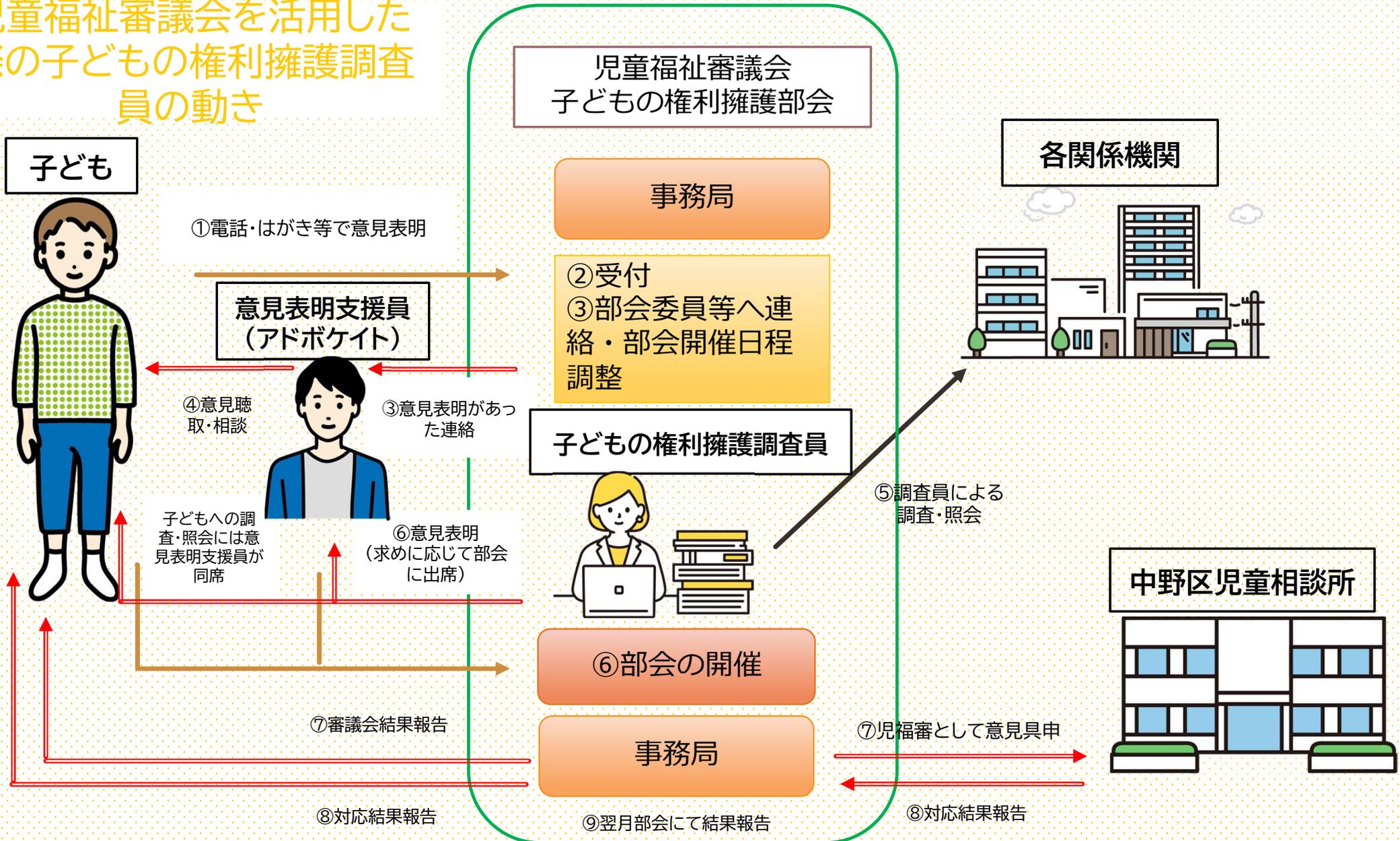
- ①児童福祉審議会の事務局
- ②意見表明等支援事業
- ③子どもの権利擁護に係る環境整備
(子どもの権利擁護の仕組みに関する周知啓発)
- ④被措置児童等虐待
- ⑤児童相談所・一時保護所の第三者評価

子どもの権利擁護 調査員とは？

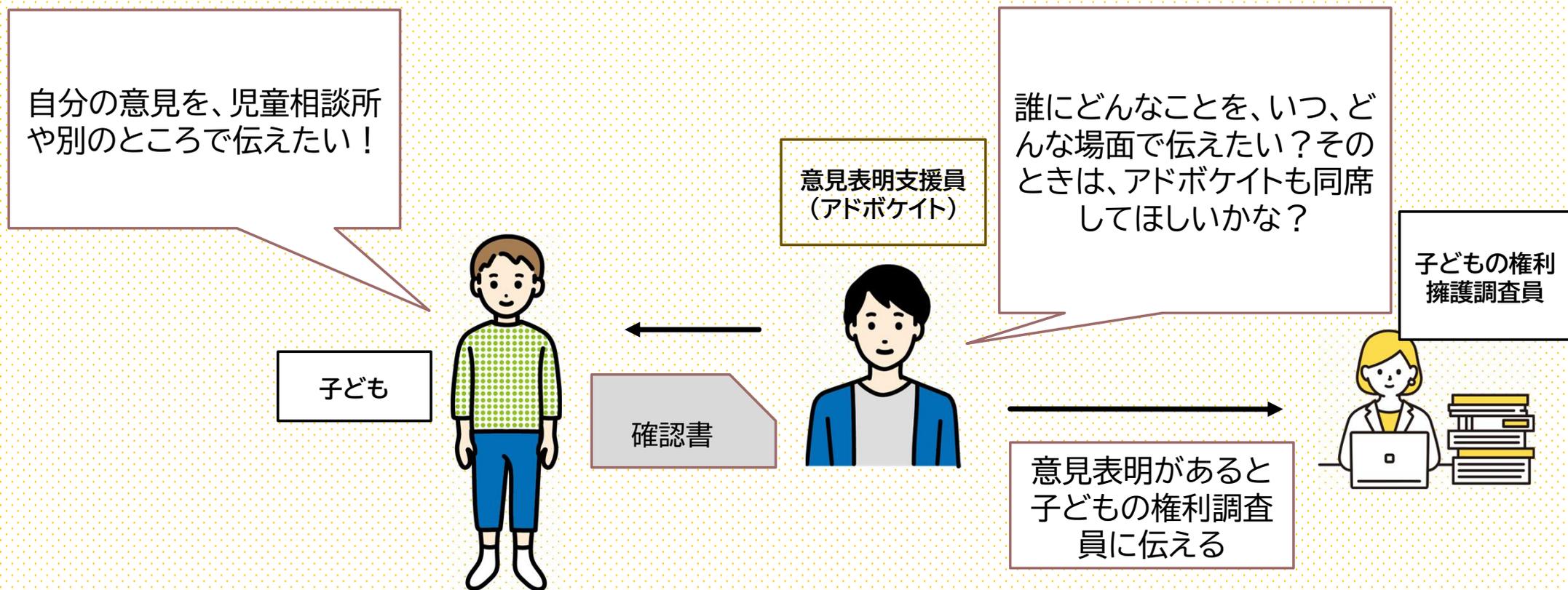
- 子どもから意見表明があった際に、子どもの権利擁護調査員が意見表明支援員や各関係機関に対して、事実確認の照会・調査を行う。
- それぞれの関係機関から報告や資料の提出を求める。
- 権利擁護調査員が事実関係の確認・調査をした後、権利擁護調査員は意見表明の内容が権利擁護部会の調査審議事項に該当するかを確認する。
- 必要に応じて権利擁護部会への報告等を行う。また、権利擁護調査員は児童福祉審議会に申請された事案以外でも、意見表明があった事案についての確認・調査や連絡調整等を行うこともある。
- 児童相談所からの第三者性を担保する必要がある。



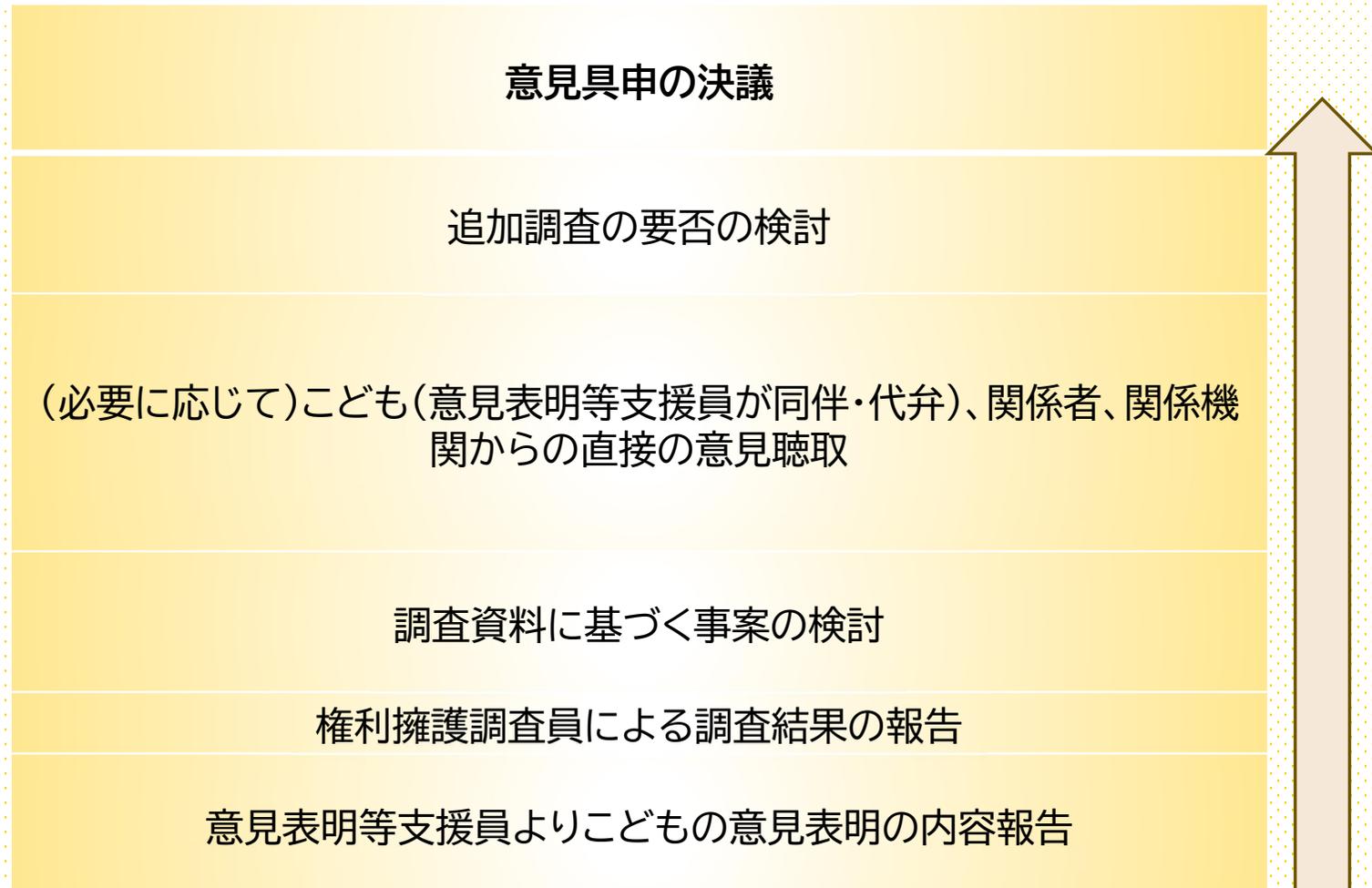
児童福祉審議会を活用した 際の子どもの権利擁護調査 員の動き



実際に権利擁護調査員を経由して児童福祉審議会で意見聴取を実施している事例



意見表明のイメージ(例)



都道府県等の権利擁護×意見表明支援の取組事例



大分県

- ・ 社会福祉審議会内の児童相談部会が、こどもの意見表明に対応できるよう仕組みを構築済み。アドボケイトの養成等を大分大学へ委託するとともに、子ども権利擁護調査員を雇用し配置。



山口県

- ・ 社会福祉審議会を活用する形でのアドボカシーの実践を構想している。意見表明等支援員に関連する業務を山口県社会福祉士会へ委託中。訪問型アドボカシーの本格実施に向けて、モデル的に1ヵ所の児童養護施設を対象に実践中。今後、一時保護所や他児童養護施設等への拡大を視野に入れて調整中。



岡山県

- ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会において承認を受けた弁護士が、一時保護所や社会的養護のもとで暮らすこどもの意見を聴き、その意見を支援や養育環境の改善等に反映するなど、こどもの「意見を聴かれる権利」を保障する取組を実施している。また、こどもの意見や取組状況については、毎年度、報告書を作成し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告の上、意見具申している。